

終戦直後の北海道の児童の福祉について

—雑誌『北海道社会事業』等を通じての再考—

田中利宗

田中康子

1 はじめに

終戦直後の北海道の児童の福祉に関する研究は、すでに先学による業績が存在する。

なかでも三吉明『北海道社会事業の歴史 ひらけゆく大地の陰に』（1966）は、北海道内（以下、道内と略す。）各地の福祉関係者との対談をまとめたものであり、戦前及び終戦直後の混乱の状況を含めその肉声を今に伝える。北海道社会福祉協議会『北海道社会福祉事業史』（1987）は、「第一部 戦前編」「第二部 戦後編」で構成され、1860（万延元）年から1985（昭和 60）年までを体系的に論述する。北海道養護施設協議会編『北海道養護施設史』（1981）は、「終戦当時の施設の状況」のなかで「戦時下の施設受難と苦悩 函館厚生院くるみ学園長 又坂日出生」「大戦末期のこと 旭川育児園長 水下武」「社会福祉事業の今昔 柏葉荘所長 野村琢民」を収めている。

このように三吉らの優れた研究実績があるとはいえ、終戦直後の道内の児童の福祉に関する研究の深化は、現在においても十分とはいえない。研究が停滞する理由のひとつは、それを追究するための基本的史資料の欠如にある。

北海道立図書館のプランゲ文庫所蔵は、この状況を切り開く契機となった。札幌での所蔵は、プランゲ文庫との物理的距離ばかりではなく、昭和 20 年代への時間的距離も縮めることに貢献した。

本考察は、このプランゲ文庫にある『北海道社会事業』『北海道児童福祉』を基本史資料としながら、それに『北海道概況』、『上川支廳管内概況』等を加え、混迷する 1945（昭和 20）年から 1948（昭和 23）年の 3 年間の、道内における児童の救済をはじめとする福祉事業に関連する内容と動向を再考するものである。

考察にあたっては、これまでの研究で取り上げられることが稀な、児童の福祉対策推進のための委員会の設置、児童福祉司や児童委員らへの期待などの整理に留意した。

2 新たな児童の福祉の芽生え

道内における児童の保護や救済、教育の活動は明治期に始まり、大正時代を経て戦時中も継続されている。その時々の子どもの生活、また、戦中・終戦直後の混乱する生活の状況は、新聞や社会福祉施設誌（史）等に記録される。

さて、戦時中に設立される保育所（託児所）を除く施設としては、1945(昭和20)年4月開設の「函館市松陰母子寮（常盤寮）」(函館市史編さん事務局『続函館市史資料集〔第2号〕』1972.234)がある。7月開設の「興正保育園」は、北海道庁（以下、道庁と略記する。）社会課から2人の戦災孤児を委ねられたことにより開設されたとする。(『自信教人信興正学園五十周年記念誌』1995.43)

終戦直後の8月開設の「富良野国の子寮」は、松浦カツ、名取マサらによって、樺太からの疎開第一船で稚内に入港した中に引き取り手のない6人の孤児を収容したことで歩み始める。(『一粒の麦地におちて』1986.31)

北海道北部地域（以下、道北と略記する。）では、「昭和二十一年二月八日 戦災により親と死別あるいは生別した児童の救済をはかるため婦人団体である北海道婦人共立愛子会事業の一つとして『美深国の子寮』が美深町敷島部落青年会館を借受けて創設され二児を収容する。」(『北海道養護施設史』1981.97)

創設の起源を明治にもつ旭川育児院は、終戦直後、引揚者を収容するなど、児童の保護・救済以外の役割も担った。(『創立八十周年記念沿革史 社会福祉法人旭川育児院』2001.43)

これらの民間施設の創設と活動の活発化は、施設間の連絡・調整機能をもつ連盟を結成させた。1946(昭和21)年2月設立の「北海道社会事業連盟」は、道内の私設社会事業団体を中心にして結成され、事務所を札幌市役所社会課に置いた。連盟設立は、終戦直後の混乱の中での、道内における社会福祉事業の組織的活動の再開・本格化を印象づけた。しかし、それは同時に、雑誌『北海道社会事業』を発行し、自らを社会福祉事業の連絡・調整機関と称し、事務所を道庁におく「財団法人北海道社会事業協会」との役割上の競合でもあった。

一方、北海道庁の組織は、政府の行政機構改革に伴い、内政部及警察部に所属していた学務、社会教育、厚生、衛生、労政、勤労、保険の各課が分離独立し、新たに教育民生部が設置された。教育民生部は、教育並びに民生行政を主管とし、混乱期の福祉行政を推進した。また、「生活困窮者緊急生活援護要綱」(昭和20年12月15日)や全国方面委員緊急大会(昭和20年12月27日)を経て、全道の方面委員の活動も新たなスタートを切り、孤児の救済、引揚者援護、生活困窮者等の相談、支援者としての役割を担うことになる。

3 『北海道社会事業』の復刊

「財団法人北海道社会事業協会」が発行した『北海道社会事業』は、北海道の救済事業・社会事業、そして社会福祉の歩みを研究するための不可欠な史資料である。

北海道の社会福祉の歴史を学ぶ者すべてが、容易に手にし、通読が可能となることが待ち望まれているが、いまだに実現していない。なかでもこの考察の基本史資料とした『北海道社会事業』の第144号から第155号に掲載された内容は、終戦直後の児童の福祉対策の動向を含め、戦後体系化される福祉対策、法整備への期待と社会事業家の活動を知るために貴重である。

さて、『北海道社会事業 昭和二十一年三月号』（第144号）（以下、北海道社会事業の引用にあたっては、号数のみを記載する。）は、戦後における復刊号と推定される。だが、そこに「復刊の辞」はない。第144号の構成は以下の通りである。

目次

就任に際して	北海道廳教育民生部長	荒井 尚
銃後奉公會の改組に就て	北海道廳厚生課長	渡利 強
北海道社会聯盟の誕生	北海道社会事業聯盟理事長	
	農学博士	半澤 洵
方面活動と方面委員會	北海道廳囑託	橋本 薫

記録・報導

社会事業團體御下賜傳達式
北海道社会事業聯盟創立總會
北海道アイヌ協會創立

雜録

荒井は、就任の挨拶と教育民生部が新設された経緯を述べながら「本道は戦時中比較的戦禍を蒙らなかつたのでありますが、尚相當数の戦災者を出し、又樺太、外地の引揚者が夥しく道内に入り込み、軍人の遺家族、傷痍軍人、復員者、徴用解除者等の要援護者も多數に上つて居り、その他悪性インフレの襲來に依るカード階級の要救済者は逐次増加の傾向にあり、食糧逼迫に依る庶民大衆の榮養低下、就中母性、児童等に對する擁護、又數萬を以て數へられる失業者の救済、更に社会的環境に依り増加する青少年の不良化防止、農村無醫師醫村の醫療施設の整備、擴充、工場、鑛山、漁業等の勞務の擴充、一般福利厚生施設の積極的經綸等々今後取上くべき問題は極めて數多い」（1946.2）とその現状と課題を

述べる。「本道は戦時中比較的戦禍を蒙らなかつた」という表現を、空爆を受けた室蘭市民や稚内市民などがどのように解釈するのか、の検討を一時棚に上げたとしても、終戦直後の道内の混乱は、当時の記録映像や戦争体験を風化させないとする市民運動家らによって活字化、出版されている。

『昭和二十二年 北海道概況 北海道廳』(1948. 287)は、次のように記述する。

「本道現在の該当者数は空襲等に因る罹災者八萬人、外地引揚者十萬人、復員者三萬人合計二十一萬人である。之等の人達は急變した生活環境にも屈せず、自家の更正と國家の再建に邁進してゐる。本道の戦災に因る被害は輕微のものを加へて五十餘市町村に及び焚出、避難所設營、物資給與、醫療、埋葬等に要した救助費は八十七圓であつた。戦災者に対する戦時災害保護法に據る給與金は昭和二十年度で二百二十萬圓、昭和二十一年度で四百四十萬圓を支出してその更正再起に資した。」

このような戦災後の生活上の困難を打開するひとつが北海道開拓者集団入植施設計画であつた。道内で緊急開拓事業を進めなければならなかつた背景には、樺太や外地からの引揚者の急激な増加があつた。しかし、開拓という新たな希望は、開拓の挫折という現実も内包した。『上川支廳管内概況 昭和 25 年版 北海道上川支廳』(1951. 147) は、次の表を掲載している。

入 植 者

	許可 戸	離農 戸	現在 戸	定着率 %
昭和 20 年	637	243	394	61.8
21 年	2,154	626	1,528	70.9
22 年	1,119	278	841	75.1
23 年	784	117	667	85.0
24 年	549	48	501	91.2

なお、この計画の実施と結果についての評価作業が再び報道機関によって行われている。

一方、戦中に出征応召軍人の遺族や家族の援護などを担った銃後奉公会は、道庁内政部長通牒により、それぞれの地域の実状に対応する自主的運営を行うこととなった。

渡利は、衣替えした組織体制について、「援護會の分課竝に役員等の問題であるが、其の分課は大要銃後奉公會の場合に準ずるも、銃後奉公會の活動主軸たる銃後奉公部を援護部と改め、又附設の軍事援護相談所を廢して新たに分課中に相談部を設くる事とした外、必要に應じて庶務、教化、職業補導等の各部を設くる事とした。(略) 従来銃後奉公會に於

ては方面委員を乙委員としたのが廃止されたが、併し方面委員中の適任者は評議委員に選ばれることが出来、又方面委員本来の使命上是と聯絡協調して事業を行ふ事は勿論望む處なのである。」(1946.5)との期待を述べた。

しかし、「新しい酒は新しい皮袋に」との理想を掲げながら、戦前戦中との決別を図ろうとする終戦直後の組織と人脈は、GHQの軍政係官の目には次のように映っていた。

「四八年一月、本セクションは稚内・名寄・旭川・小樽を現地調査した。稚内には婦人組織がなく、PTA母親組織が活動しているだけであった。名寄の新生婦人団体は旧大日本婦人会の再編にすぎない非民主的組織であった。理事会組織を変更し、毎月総会を開き、プログラム委員会を設置し、全会員が参加する活動を行うよう指導した。」「六月、婦人組織の再建が始まった稚内・名寄・増毛・留萌を現地調査した。以前の名寄視察では組織化が緩慢であったが、いまや五〇〇人以上の会員の婦人団体が存在していた。彼らは小さいが価値ある活動的なグループに分かれて、子供の世話や家庭衛生においてよく計画されたスケジュールをこなしていた。」(西川博史『日本占領と軍政活動』2007.317)

ところで、道内も含め日本各地に設立され、終戦直後には、引揚者対策(それは、同時に児童の福祉対策でもある。)としての役割を担った授産所の展開と閉鎖についての論及は少ない。道北に限ってみても中頓別、枝幸、稚内、名寄、旭川に設立されており、その推移等についての整理・分析は今後の課題である。(『北海道労働部職業安定課 職業紹介、授産、職業補導年報』)

4 『北海道社会事業』等に見る児童の福祉対策の動向

第145号では方面委員の活動や傷痍軍人の職業保護等が論じられ、第146号には、『『優しさ』と『潤ひ』をもつ保育』と題して大石日出が季節保育所保母講習会時の講義内容の一部を掲載している。

大石はそこで、「私共は計り知れない程澤山のものを失つて精神的にも物質的にも極度に疲労困憊致しまして、餘りにも感激のない、餘りにも意氣の失せた落漠とした姿が街に一ぱいになつて居ります。中でも眞實哀れな存在は子供達で大人の世界にも増して大切な物を澤山失ひ、物質的にも精神的にも子供達が育つのに恐く今より不適當な環境と言ふものは無いと思ひます。」と現実を述べながら、「先ず第一に保母が優しい濃やかな愛情を惜しみなく子供に與へる事」「自然に親しませる事によつて子供心の持つ優しさと潤ひを培ひ育てたい」(1946.9)との主張は、講習を受けた保母への期待であると同時に世代を担う子どもたちへの希望を願うものであった。

第 147 号に掲載された斜里保育所保母主任小林秀子の「保母としての體驗の一つ」は、道庁が毎年開催する保母養成講習会を受講した感想と講習会への要望を述べたものである。

そこでは、「忌憚なく申しますと御當局の今までの机上のお考え私共職場の實際に働く者との考へに大きな開きがある様に思はれます。」と指摘した後に「私は講義などは最小限度にし、寧ろ實習本位の講習會とした方がよいのではないかと存じます。」(1946. 7)として、保母養成における理論的な学びと實習を通した学習とのバランスを指摘、要望するものであった。

続く第 148 号は、生活保護法についての特集号であり、生活保護法、生活保護法施行令、生活保護法施行規則、民生委員令等についての詳細な紹介が行われている。

そして雑報には、北海道児童保護委員会の第一回の會議の様子が次のように掲載されている。(1946. 15)

北海道廳厚生課内に設立を見た北海道児童保護委員會では、去る十月四日午前十時より札幌育兒園内に於いて第一回の會議を開いた。

當日は、全委員出席、道廳より渡利厚生課長、中河原技官、松田主事、其の他厚生課員參列。渡利厚生課長長官代理として一言の挨拶を述べ其れより直ちに議事に入り

- 一 要保護児童の發見に関する事項
- 二 要保護児童の教育に関する事項
- 三 要保護児童の保健に関する事項
- 四 要保護児童の職業に関する事項
- 五 要保護児童の輔導に関する事項
- 六 其他

に就き係官より逐條説明をなしたる後、各委員の意見を聴取し、各事項に關して慎重審議を遂げたが、正午一旦休憩昼食の後、午後一時再開午前につぎ議事を進め、最も熱心に全日程を終り多大の成果を収めて午後三時過ぎ閉會した。

同委員會では本日の會議結果に基き、児童、特に浮浪兒、戰災兒等の十分なる保護に乘出すべく具體的の計畫を進めてゐる。

北海道児童保護委員會規程

第一條 児童保護に關する根本施策を研究樹立すると共に其の具體化を圖る為北海道廳内に北海道児童保護委員會(以下委員會と稱す)を置く

第二條 前條の目的を達する為委員會に於て調査協議する事項は左の通である

- 一 要保護児童の發見に関する事項
- 二 要保護児童の教育に関する事項
- 三 要保護児童の保健に関する事項
- 四 要保護児童の職業に関する事項
- 五 要保護児童の輔導に関する事項
- 六 その他必要なる事項

第三條 委員會は會長一名副會長一名及委員若干名を以て之を組織する

第四條 會長は北海道廳長官、副會長は北海道廳教育民生部長の職に在る者を以て之に充てる

會長は會務を總理する、副會長は會長を補佐し會長事故あるときは其の職務を代理する

第五條 委員は左に掲げる者の中より會長之を委嘱する

- 一 児童保護其の他社會事業主務官吏
- 二 學校長その他教育關係者
- 三 判事、検事、少年審判官、少年保護司
- 四 少年教護院長
- 五 警察官
- 六 少年教護委員
- 七 方面委員其の他社會事業に熱意を有する者
- 八 醫師
- 九 児童保護施設の責任者
- 十 其の他児童保護に熱意と能力を有する者

第六條 委員會に幹事及書記若干名を置き會長之を委嘱する

幹事は會長の命を受け庶務を處理する

書記は上司の指導を受け庶務に従事する

第七條 委員會は會長之を招集する

附 則

本規程は公布の日より之を施行する

この「北海道児童保護委員會」の設置について詳細に記述するのは、『自信教人信 興正学園五十周年記念誌』（1995.52）のみであるといつても過言ではない。

続く第 149 号は、民生委員令についての特集が組まれている。

「北海道廳社會課長 渡利強」による「新たに選任せられたる民生委員へ」は、「全道 5,000 の新民生委員についての期待の表明」であり、「北海道廳囑託 橋本薫」による「全國民生委員大会雜雜第記(一)」は、北海道から京都までの交通事情等を含めた大会参加への苦勞が語られ、「雜録」には、京都市同志社大学栄光館で開催された第一回全國民生委員大会の様子が詳細に記載されている。

またそこには、「大會日程は例年と大同小異であるが、只例年部會長は厚生省の官吏其他に委嘱したのを今年は飽くまで民主的に是を實施することとし、民生委員中全日本聯盟の理事に選舉せられたる者を以て正副部會長とする事とした。是に依つて本道の杉崎郡作氏は第三部會の副部長に委嘱された。然るに第三部會長金澤の安藤謙治氏が本大會に欠席したので杉崎氏は其の代理をつとめ、見事初舞台をやつてのけたのである。」(1947. 15) と杉崎の活躍が披露される。

道内の民生委員活動を語る際に引き合いに出される「杉崎氏の活躍」を含め、2,839 名(昭和 20 年度)で始まった道内の新たな民生委員の活動は、財団法人北海道民生委員連盟『民生委員七十年のあゆみ』(1987)に集大成されている。

さて、第 149 号の「雜録」は、続けて「次期大会即ち昭和二十二年度大會を我が北海道に於て引受け開催に決定」(1947. 15)を伝える。

しかし、その開催は北海道ではなく、東京であった。この第 2 回全国大会は、「生活保護法並びに民生委員令の施行一周年を迎え、また司法保護機関の充実等公私の社会事業機構に著しい拡充と強化の措置が講ぜられたが、社会的經濟的諸事情から要援護対象が増加し、道義は荒廢し、国民生活はいよいよ不安深刻の度をましている事態に対し、公私社会事業の全分野が対処する具体的方策を検討樹立するため、全日本民生委員連盟、日本社会事業協会、同胞援護会、母子愛護会、司法保護協会の中央五団体が共同主催で、二十二年十月一、二、三の三日間、(中略)二五〇〇名参加の下に、わが国初の社会事業綜合大会の構想で開かれた。」(全国社会福祉協議会『民生委員制度四十年史』1964. 424)

第 150 号は、「就任に際して 北海道廳民生部長 工藤九郎」からはじまる。

「先般道廳の機構が改正され、教育民生部が、教育、民生兩部に分離、各獨立設置を見ましたことは既に御承知の通りであります。諮らずも、私が初代民生部長に就任しました(略)現在のところ民生部の分課は社會課及保險課の二課となつて居ますが、是等の課に於ては總べて民生安定並に社會福祉の増進に關する重要事務の取扱に當つて居るのであります。即ち社會課に於きましては外地引揚者の援護、生活保護法の施行、民生委員事業の運

營、公私社会事業の指導監督を初め、児童保護、少年教護、保育事業、移植民、復員者に
關する事項等を主管し(略)」(1947.2~3)とされ、児童対策が「児童保護、少年教護、保育
事業」に細分化される。

「函館市民生委員聯盟の事業 函館市常務委員長 杉崎郡作」は、「函館市は戦災被害は
僅少であつたが、終戦直後より樺太避難者が殺到し、續いて外地引揚開始と共にその引揚
者が夥しく蝟集して大混雑を呈した事は御承知の通りであります。」「昨年十月生活保護法
が施行になつてからは此の保護の開始に依つて私共は大いに力を得たのであります、
(略) 住宅対策、生業指導、浮浪児保護の三事業には最も力瘤を入れ、既に所期の成果を
擧げたものもあるのです。(略)」(1947.4)として民生委員の実践を語る。

函館に於ける児童への福祉対策としての取り組みは、慈善救済事業と称される時期から
市民を巻き込みながら展開されており、それは『函館厚生院六十年史』(1960)等に詳しい。

151号の巻頭は、「就任に方りて 北海道廳社會課長 岡武夫」であり、岡による就任の
挨拶、社会事業家と民生委員への期待が述べられている。

「ララ救援物質配給状況 石川正吉」は、「第二回分として本年三月には、北海道を初め
宮城、茨木、栃木、千葉、埼玉、静岡、三重、岡山、福岡、鹿児島各道及縣に對して割
當配分があつた」「總計三十施設に收容せられてゐる乳幼児、學童、結核患者及び戦災者引
揚者一千六百三十名が其の對象」(1947.3)として各施設への配分状況一覽を掲げている。

雑録・雑報には、「全國児童福祉大會」「児童福祉週間實施」「神父フラナガン氏來札」等
が収録され、フラナガン神父來日の影響力を推察させる。そこには、「アメリカの少年教護
の大家神父フラナガン氏はマッカーサー元帥の招聘に應じて過般來朝、目下東京に滞在、
各所で講演等をなしてゐるが、來る五月二十二日頃來札されることとなつたので、道廳で
は其の主催を以て講演會を開催一般に聴取せしめる外、少年教護施設の代表者等を集め、
氏を中心に座談會を催す計畫を進めてゐる。」(1947.7)として來道の予定を伝える。

續く152号では、「フ神父來朝記念行事 聯合軍最高司令部の招聘に依り先般來朝され
たアメリカの神父フラナガン氏は東京其の他の各地を歴訪され講演等を行なつて児童少年
の保護に多くの示唆と教訓を與えたが、始め本道にも來訪する筈で道廳其他關係社会事業
團體で歓迎行事を計畫してゐたが、都合に依り本道來訪は見合せとなつたので道廳では關
係施設代表等と協力、六月五日札幌市日活館に於て其の歓迎記念事業として、映畫と講演
の會を催したが頗る盛況を極めた。」(1947.6)とする。

しかし、三吉は、『北海道社会事業研究』(1969)の年表に「フラナガン神父來日、北海道
へ来る」とし、また、『札幌社会事業のおいたち』(1970)も同様の記載を行う。

さて、152号は、「児童保護特輯」である。そして、この号から最終号と推察する155号までは「巻頭言」が加わる。

巻頭言を担当した者の氏名はない。長文であるが、『北海道社会事業』の後に『北海道児童福祉』が発刊されることを予測させるものであり、引用する。

巻頭言

敗戦日本再建の地均らしは軍閥、官僚の追放、財閥の解体のみに止むべきではない。

一切の過去人、換言すれば国民階層の全野に互つて肅清せらるべきである。

見よ彼等の間には欺瞞、詐謀、殺戮、テロ、闇、サボ等々凡ゆる不正義と、犯罪と、無秩序とを現出し、百鬼夜行的地獄繪圖の中に恬たる生を貪るものが、いかに多さかを。

この裡に處して因より我獨り清めりとなす不甲斐なさは是を排すべしと雖も、冷静に觀ずるとき、もはや國家再建の爲に國民の多くは過去帳に委ぬべきものである。稱して過去人と謂ふ所以である。

かくて吾人は魂を失ひたる過去人に國家再建を説かない、たゞ希望を天真、純情なる青少年就中愛すべき児童の上に繋ぐものである。児童こそは彼等過去人を乗越えてよく國家再建の斧をその手に振ふべきものである。祖國の光明はそれに依つて期待し得るものであろう。ポツダム宣言の制約下でもわが大八島の國土は依然として存し、そこに輝く前途が約束されてゐる。

あゝ、多くの過去人よ！舊人よ！心あらば祖國の山河を裏切る勿れ！そして心あらば無惨なる自暴自棄を戒め、託するに足る次代の國民の保護育成に當れ！たとへ惡徳の中に息づくも因より児童を愛する原始的觀念までを失はぬであらう。

吾人は今巷に溢れ出る夥しき浮浪児の姿に涙なきを得ない。是が保護は切實にして焦眉を告ぐる問題であると信ずる。本誌は敢てここに本號を児童特輯として世に送り彼等の保護救済の徹底にいささかなりとも寄與貢獻したいと念ずるのである。(1947.2)

「巻頭言」担当者が見た札幌には、「本州方面から北海道に渡って来た戦災孤児三〇人を含めて同年6月段階で約百五、六十人にのぼった。多くが、遅配・欠配の食料事情の悪さや、愛情の薄い親元からの家出少年少女たちであった。彼らは、札幌駅や苗穂駅を定宿とし、『クツ磨き』や『キップ買い』を仕事とし、一日二〇〇円の稼ぎ(テキヤ=香具師の配下に入り収入をハネられた)があればいいほうであった。」(『新札幌市史 第五卷 通史五(上)』2006. 528)という現状が存在した。

さて、この号の構成は「巻頭言」に続き、

児童保護と民生委員	中河原 通之
全国児童福祉大会に出席して	天野 憲一
フラナガン神父来朝記念講演映画の會の所感	福永 重治
児童保護の問題と保育所	橋本 薫
社會事情情報	
全国児童福祉大会概況	
児童福祉法國會提出期	
フ神父来朝記念行事	
北海道児童福祉協會誕生	
家庭學校分校に「少年の村」	
函館市民生委員の浮浪児保護	
農村隣保施設の奨励	
雑録・雑報	

「児童福祉法國會提出期」は、「懸案の児童保護に関する法制は、愈々児童福祉法として樹立制定を見ることとなり、政府は其の法案を今期國會に提出するもの見られる。」(1947. 7)を伝える。

「北海道児童福祉協會誕生」については、『道北福祉 第1号』で紹介済みであるが、前述の「北海道児童保護委員会」、「北海道児童福祉委員会(後の児童福祉審議会)」との混同があることを理由として一部を再掲する。

「北海道児童福祉協會誕生 終戦後浮浪児保護其他児童の問題が重大なる社會問題として取上げられ、児童福祉法が制定されんとしてゐるが、北海道廳では曩に北海道児童保護委員會を設立、社會事業家民生委員學識経験者等を委員に委嘱、逸早く児童保護に一大活動を開始したが、今回又其の指導後援の下に道内児童保護施設代表者其他の關係者を網羅し、北海道児童福祉協會を設立し、児童福祉法の制定促進を圖るをはじめ凡ゆる児道の福祉増進に努力することになつた。」(1947. 7)

また、「家庭學校に『少年の村』」は、次のような動向を紹介する。

「フラナガン神父の来朝を機として全国的に其の『少年の町』の建設計畫が試みられ、本道でも札幌其他に是が計畫が傳へられてゐる折柄家庭學校では遠軽町の社名淵分校内に『少年の村』の建設をなし、今井校長を中心に著々準備を進めてゐる。

然るに此の『少年の村』の建設には相當の經費を要し、助成財團の助成、篤家の寄附等

もあるが、充分でないので今井校長は分校所在地である本道に於て一般の援助を求むる趣旨から演藝會開催に依る建設資金募集を策し、東都樂團の彗星テナー神堂寺雄三郎國民歌劇協會のオペラ劇を各地に於て開演することとなり、今井校長は其の準備の爲六月二十三日來道、道廳其他關係方面に後援を求めた。

尚一行は七月二十五日函館着で來道、翌二十六日函館の開演を振り出しに爾後、岩内、小樽、札幌、江別、岩見澤、旭川、名寄、紋別、遠輕、北見、網走、釧路、帯廣を経て八月十七日室蘭の開演を以て終了豫定であるが、主演者は一流のメンバーで、プログラムは、(一) カバレリヤ・ルスチカーナ、(二) 猩々 (合唱付) 一幕、(三) フォニター曲集、(四) 知盛 一幕、(五) 他に獨唱數番である。」(1947.7)

名寄においても「少年の村」建設のための公演が予定されていることを伝えているが、その公演は実施されたのか、開催された場所はどこなのか、は未確認である。

第 153 号は、

卷頭言

北海道社會事業協會に望む

半澤 洵

生活保護法に依る諸扶助の増額に就て

澁谷 恆

農村の一民生委員から

柴田 勝治

林先生の「國寶達磨の像」を読む

橋本 薫

特輯

生活保護法に依る諸扶助の引上基準額

社會事業情報

全國社會事業大會

北海道社會事業聯盟總會

コミュニティー・チエスト運動展開

社會事業團體に對する事業委託補助

日本社會事業協會北海道支部設置

社會事業學校の近況

柴田は、「方面委員時代農村は冷害凶作等がつづき (中略) 道廳の身賣防止運動のお達しあつたので」「疎開者が縁故をたよつて來村したり、外地引揚者が入地したり村の状勢はすつかり變り」を伝えながら「部落會長とか組合長とか所謂村の顔役が多く、民生委員會などでは矢鱈に幅を利かし」(1947.4) の実態も語る。

第 154 号は、

巻頭言

全国社会事業大会に出席して	杉崎 郡作
今後の保育問題	平岩 光
社会事業と本道に於ける概観	石川 正吉
社会事業施設めぐり(一)	橋本 薫

特輯

北海道共同募金委員会發足
北海道共同募金運動要項
第一回共同募金運動要項

雑録

全国社会事業大会
北海道社会事業聯盟總會
社会事業指導會議
民生委員聯盟理事会
明年の全國民生委員大會

平岩は、「我々が強く要望していた児童福祉法が愈々施行されることにより、我々保育所に深く關心を持つものは、保育所が將來如何に進展して行くかと云うことを、先ず考えて見る必要がある。」として児童福祉法への期待と保育所のあり方を提示する。同時に「眞の保母を得る爲めの講習會の如きも一步前進しなければならない。おざなり式の單に音樂遊戯、お話等を數日詰ませ、ほんのちよつぱり實地見學と云つた様な講習會は過去のものである。技術的に養成するよりも、精神的に養成すべきである。」「児童福祉の爲に庶民階級の乳幼児を出来るだけ多く保育する所まで進展さすべきではないか。」(1947.3)の指摘は、当時との社会・教育環境を異にする現在にあつても、児童福祉に關係する者が、たえず検討し続けなければならない内容を含んでいる。

『北海道社会事業』の終刊号と推察される第 155 号の「新年特別號」の構成は、以下の通りである。

冒頭言

虞犯少年の取扱方改正に就て	中河原 通之
児童福祉法の施行を前に	天野 銀市

社会事業施設めぐり(二)

橋本 薫

藤田院長を想う

又坂 日出生

第一回共同募金雑感

波寧生

雑録

支廳市厚生關係主任者打合會

被保護者全國一齋調査

生活保護費基準引上げ

中河原は、「聯合軍の指令及び最高法務廳設置法に依り、昭和二十三年三月三十一日限り、少年審判所は廢止され、新たに少年裁判所が設置される事となった」「是に依つて虞犯少年の取扱が根本的に改められ、少年保護史上劃期的改革と稱すべく、我國が新憲法下民主國家へ飛躍する基礎の一として其の成果が刮目されている所處である。」(1948. 2) と評価する。中河原がいう「法務庁設置法」(昭和 22 年法律第 193 号)には、「成人矯正局」とともに「少年矯正局」が置かれ、「少年に対する刑及び未決勾留の執行に関する事項」「少年裁判所によって保護処分が付された少年の保護に関する事項」「少年裁判所によって保護処分が付された少年に対する司法保護事業に関する事項」の事務が掌られることになった。

「少年裁判所」は、1949(昭和 24)年の改正により「家庭裁判所」に改められている。

一方、天野は、「待望の児童憲章としての『児童福祉法』が國會を通過して明二十三年から實施せられる段取りとなつたことは遅れ馳せながら慶ばしいと云わねばならない。」としながら次のように続ける。

「昭和十二年五月、名古屋市に於ける第五回全國社会事業大會には児童、少年保護について相當熱烈な議が交されたが何と云つても昭和十五年十月東京に於ける紀元二千六百年記念の全國社会事業大會に北海道廳の名を以て『児童保護法制定の件』を余が提出し、之が委員に選任せられ其れが委員會を経て採擇となつた事が顯著な經過である。當時の社會局熊谷長官は來議會には其れを提出するとの言明であつたが、その後支那事變は大東亞戰爭に發展し戰時不急法案として顧みられなかつた。それでも余は人的資源の根本要素として重要法案なりと力唱し來たつたのであつた。」「かく児童保護の責任は正に國、社會にある社會全體が負荷すべきである。これが福祉法に因つてはつきりしたのである。浮浪の子供が街や驛頭にうろついて居るようでは他は論ずべき限りでない。國の暗さの象徴であるともいえる。」(1948. 4)

5 おわりに

「児童保護法案要綱」は、「児童福祉法」として、1947(昭和22)年12月12日に公布される。翌年の1月には、児童福祉法施行を受け道庁社会課に児童係が新設され、7月には児童課が誕生する。3月には、「四八年二月、道庁民生部は三月末まで設置される独立した児童福祉課の組織化を進めた。児童福祉法で必要とされる北海道児童福祉委員会が設置されたので、本セクション係官はこの委員を選抜するために望まれる必要条件に関する助言を与えた、一七人の委員のうち三人は民生部官吏であった。」(西川 297~298)のもとで北海道児童福祉委員会が設置された。そこには、北海道庁民生部長、北海道社会教育協会理事、札幌報恩学園長ら16名が委員として名前を連ねている。

そして、3月には『北海道児童福祉』が刊行される。児童福祉法の制定を受け、行政、社会福祉事業家は、新たな児童の福祉に希望を託すことになる。

しかしそこには、GHQの軍政係官が批評する次のような現実が北海道にも存在した。

「一月一日の児童福祉法施行以後五月まで、二〇歳までの少年非行・少年浮浪・捨て子などの事件が三二七件起こった。このうち一九八件が保護あるいは矯正のため施設に送られた。六月、一一歳から一六歳までの浮浪者(男子一人、女子二人)が補導され、保護施設に収容された。児童福祉分野における最大の問題は多くの日本人の無関心な態度を克服することにあつた。日本人は目立ちやすい市民活動には積極的になるが、児童や親の保護に必要な社会問題の現実に目をとめようとはしなかった。」(西川 298)

戦後56年余りを経た今、「日本人は目立ちやすい市民活動には積極的になるが、児童や親の保護に必要な社会問題の現実に目をとめようとはしなかった。」という指摘を真剣に、そして、一人ひとりの課題として考えることができる地域福祉環境の創造が必要である。

参考文献

- (1)厚生省『ララ記念誌』1952
- (2)財団法人児童福祉文化協会『写真で見る 児童憲章』1962
- (3)多々良紀夫『LARA』1999
- (4)北海道『児童福祉司 児童委員の手引き(第一號)』1948
- (5)北海道『羽ばたけ北海道 北海道回想録2』1975
- (6)北海道新聞紙編『北海道年鑑 1947年版』1947
- (7)北海道新聞紙編『北海道年鑑 昭和廿四年版』1948

[史資料の紹介]

昭和二十三年十二月

児童福祉司
児童委員

の手引き

(第一輯)

北海道民生部児童課

【は し が き】

児童福祉法は、施行されてまだ一年を経過していない。即ち、法それ自体がまだ乳児の過程にある。その法律は、従來の少年教護法、児童虐待防止法における單に児童を保護するという消極的な範疇を脱し、一歩突き進んで児童の福祉を増進するという積極的な内容を持つてあり、児童憲章とも稱すべき劃期的な法律である。

この若い、明るい、そして輝かしい法律が圓滑に運用されるか何うかは、一にかかつて、ケース・ワーカーであり、グループ・ワーカーであるところの児童福祉司、児童委員の方々の双肩にあるといつても過言ではなからう。

ついでには、多少なりともこの仕事の仕易いように、又より多くの実績を擧げて戴くためと思つて、この小冊子を印刷したから、大いに御活用願いたい。

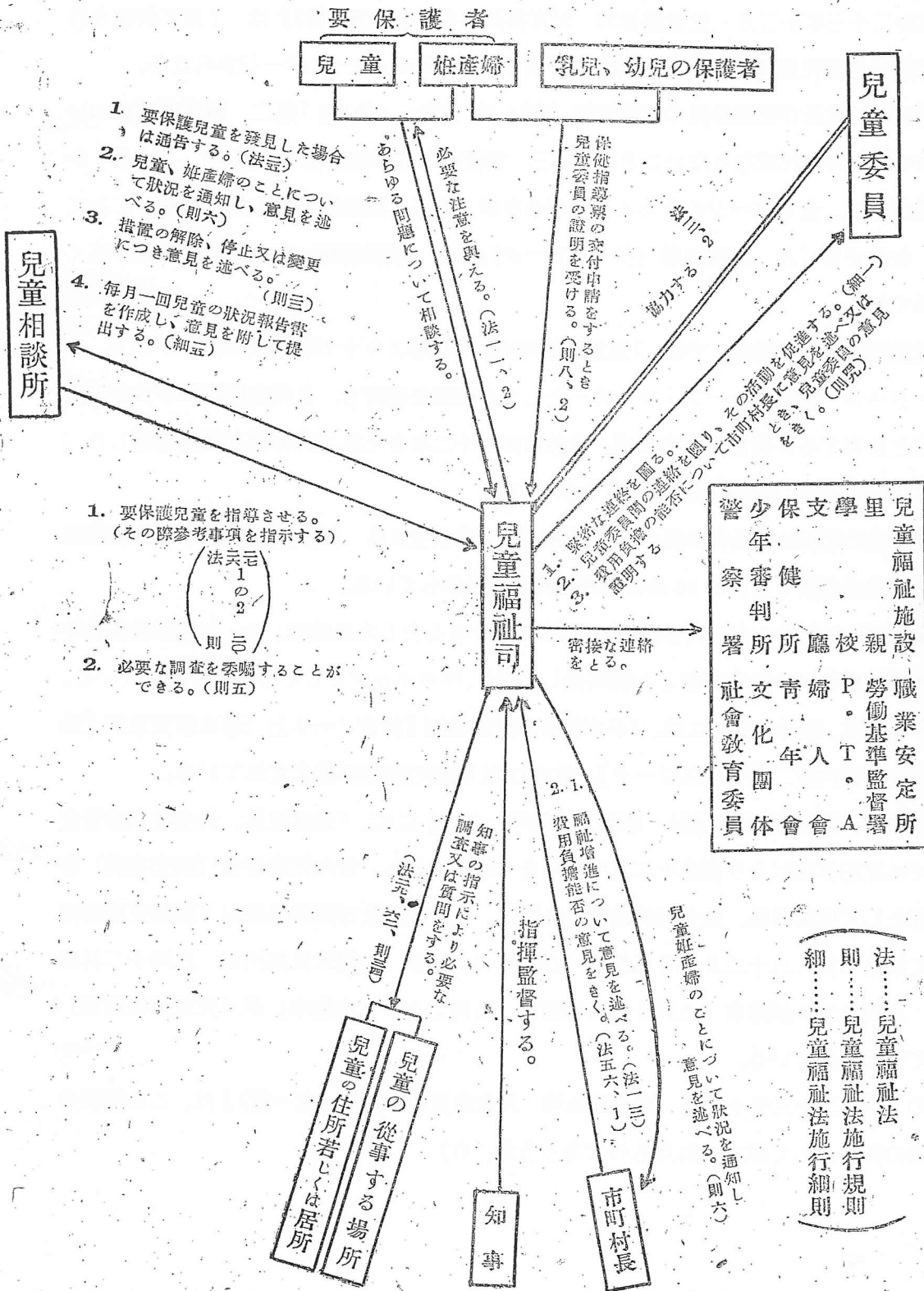
なお事情の許す限り、第二輯以下順次印刷配付する豫定である。

兒童福祉司
兒童委員
の手引き (第一輯)

目次

1	兒童福祉司及び兒童委員の活動要領 (案)	三
2	兒童相談所一覽表	九
3	兒童福祉司配置狀況	九
4	兒童福祉施設一覽表	九
5	兒童福祉委員會委員名簿一覽表	一〇
6	兒童福祉司を中心とした系統圖	一一
7	兒童委員を中心とした系統圖	一二
8	兒童福祉法施行細則 抄	一三
9	「兒童福祉法施行について」通牒、抄	一三
10	勞働基準法 抄	一五
11	參考圖書、雜誌一覽表	一八

○児童福祉司を中心とした系統圖



法……児童福祉法
 則……児童福祉法施行規則
 細……児童福祉法施行細則

児童福祉司の増進について意見を述べ、(法一三)
 任用負擔能否の意見をきく。(法五六、一)

児童妊産婦のことについて状況を通知し、意見を述べ、(則六)